

令和6年4月からの「ごみ収集日の変更」について（市内全域適用）

1 概要

現在、家庭から排出される「資源物」「ミックスペーパー」については、土曜日に委託先事業者（5社）が収集運搬を行っております。

（収集運搬時間・勤務形態は事業者によって異なりますが、平均 8:00～16:00 となっております。）

2019 年 4 月、国は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を施行し、働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じています。

また、生産年齢人口自体の減少もあり、今後、企業の労働力の確保は、より難しくなることが予想されており、人手不足なども見据えた対策が必要とされます。

本市としても、法律を遵守する立場から、委託先社員の「働き過ぎ」を防ぐこと、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」などの実現に向けた協力をしていくことが重要であると考えます。

上記の課題解決に向けて、収集日の変更を行うことで、委託先社員の週休日を確保することにより、雇用環境の改善を図るとともに、収集日が平日になることにより、トラブル等に市職員が迅速に対応できることで、市民サービスの向上へと繋げていきます。

2 見直しの内容（※具体的な収集日は別紙参照。）

市内全地域において「資源物」「ミックスペーパー」の土曜日収集を変更し、月曜日又は火曜日に振り分けます。

また、上記変更に伴い、収集運搬作業の効率化を図るため、一部の地域において、他の収集日（「燃やせるごみ（危険ごみ含む。）」「燃えないごみ（廃蛍光管等含む。）」「燃やせないごみ」）について変更します。

3 今後のスケジュール

- （1）収集日変更に伴う「パブリックコメント」12月1日～1月4日まで「パブリックコメント」を実施。（1月中旬公表予定）
- （2）市ホームページ、広報いしかり 2月号、あいボード掲載、町内会回覧等で市民周知予定。
- （3）本年度発行（2月下旬から3月上旬）「家庭ごみの出し方ガイド（仮称）」で全戸周知。
- （4）現在、資源物の中間処理を行っている「石狩市リサイクルプラザ」の開館日、休館日の変更に伴う石狩市リサイクルプラザ条例の改正案を3月議会に提出予定。